

菊池市新型コロナウイルス感染防止対策強化補助金 申請要領 【令和3年7月】

【申請受付期間】

・令和3年7月30日（金）～ 令和4年1月31日（月）（締切日必着）

※予算の上限に達した場合、期間内であっても受付を終了する場合があります。

令和3年4月1日以降に実施した感染防止対策経費を遡って補助対象として認めます。

【提出・お問合せ先】

菊池市役所 経済部 商工観光課 商工振興係

○ 住 所 : 〒861-1392 菊池市隈府 888 番地

○ 電 話 : 0968-25-7223

○ F A X : 0968-25-1123

○ 受付時間 : 9:00～17:00/月～金曜日（閉庁日を除く）

・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、原則郵送での提出をお願いいたします。
なお、持参される場合は上記の受付時間内にご来庁ください。

菊池市

1. 事業の目的

この補助金は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、一層「新しい生活様式」に沿った取組が求められる中、消費者に安心して菊池市内の店舗等を利用してもらうために、事業者の感染防止及び衛生対策等の強化に要する経費を補助することにより、事業者の安全対策を後押しすることを目的とします。

2. 補助対象者

この補助金の補助対象者は、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定する中小企業者及び小規模企業者、個人事業者並びに市長が必要と認める事業者で、菊池市内に店舗等を有し、次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 対面で接客を行っている事業者であること。(店舗の機能を有しない従業員等の事務所は除く)
- (2) 代表者及び従業員が、菊池市暴力団排除条例(平成24年条例第1号)第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員でないこと。
- (3) 今後も事業を継続して行う意思を有すること。
- (4) 市税に未納がないこと。(新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い徴収が猶予されているもの等は除く。)

3. 補助率等

補助対象者区分ごとに、その上限額の範囲内で10分の10とします。

補助金の交付は、1事業者につき1回限りとなります。

補助対象者区分		上限額
対面での接客を伴う店舗等		10万円
宿泊業 旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条第1項の規定により旅館業の営業許可を受け、専ら観光客が宿泊する施設を営む者	客室25部屋以上	50万円
	6部屋以上25部屋未満	客室×2万円
	5部屋以下	10万円
貸切バス業 (市内の事業所に在籍する車両)	所有台数25台以上	50万円
	所有台数25台未満	台数×2万円
タクシー業及び代行業 (市内の事業所に在籍する車両)	所有台数25台以上	50万円
	所有台数25台未満	台数×2万円

4. 補助対象経費

補助金の対象となる経費は、別表第1に定めるもののうち、目的達成のために必要と認められるものとします。(令和3年4月1日以降に実施した感染防止対策経費を遡って補助対象として認めます。)

別表第1（第4条関係）

1 物品購入費	
① 消毒	除菌剤の噴霧装置 ・ オゾン発生装置 ・ 紫外線照射機 ・ 消毒液 ・ 除菌マット ・ 足踏み式消毒液スタンド等
② マスク	マスク ・ ゴーグル ・ フェイスシールド ・ ヘアネット等
③ 飛沫対策	アクリル板 ・ ビニールカーテン ・ 防護スクリーン ・ パーティション ・ カラーコーン ・ ベルトパーティション ・ フロアマーカ―等
④ 機械器具等	換気扇 ・ サーキュレーター ・ 扇風機 ・ 空気清浄機 ・ 加湿器 ・ サーモカメラ等
⑤ その他衛生管理等	ペーパータオル ・ 体温計 ・ コイントレー等
2 外注費	
工事請負等	店舗改修工事 ・ 設備工事 ・ 機械器具設置工事等

※ この表に記載がなくても、感染防止対策の強化に必要なものは補助対象となります。

【×：対象とならないものの例】

- ・ エアコン（換気機能などコロナ感染防止に有効な機能がないもの）
- ・ PCR検査等キット
- ・ 業態転換に係る費用
- ・ 広告に関する費用
- ・ 振込手数料、代引手数料
- ・ 上記のほか、新型コロナウイルスの飛沫感染や接触感染防止を主たる目的としない又は感染防止との関連性が認められない費用
（例：パソコンやタブレットの購入費用、HP改修費用など）

5. 申請手続き

申請書類は感染拡大防止の観点から、原則として次の宛先に郵送(締切日必着)してください。なお、やむを得ず持参される場合は、平日9時～17時までに商工観光課窓口までお願いします。(閉庁日を除く。)

【宛先】

〒861-1392 菊池市隈府 888 番地 菊池市役所商工観光課宛

【交付までの流れ・提出書類】

① 補助金交付申請【事業者】

- (1) 補助金交付申請書 様式第1号(第5条関係)
- (2) 事業決算書 様式第2号(第5条関係)
- (3) 領収書その他支払が確認できるものの写し(明細が分かるもの)

※「〇〇一式」など領収書に明細の記載が無い場合は、請求書の写しや見積書の写しなど、明細が記載されているものを一緒に提出してください。

- (4) 客室数が確認できる書類の写し(宿泊業のみ)
- (5) 対象車両の車検証の写し(貸切バス業、タクシー業及び代行業のみ)

※代行業は、対象車両の車検証の写しに加えて、「随伴車が任意保険に加入していることが分かる書類の写し」を提出してください。

- (6) 写真(物品納入状況又は外注費の完了が確認できるもの)
- (7) 確定申告書の写し
- (8) その他市長が必要と認める書類

※個人事業者のうち菊池市外に住所を有し、菊池市税が課税されていない人は、お住いの市町村において税に未納がないことを証明する書類(未納がない証明等)を取得し、原本を提出してください。

↓

② 補助金交付決定通知【市】

↓

③ 補助金の請求【事業者】

- (1) 補助金等請求書 様式第7号(第12条、13条関係)
- (2) 通帳のコピー(オモテ面、通帳の開いた1・2ページ目の両方の写し)

↓

④ 支払い【市】

6. 審査

【審査方法】

補助金の審査は、申請時提出書類について、以下の基準に基づき行います。なお書類の不備や「補助対象者」及び「補助対象事業」の要件に合致していない場合には対象となりません。

<審査基準>

補助対象経費については、以下の事項を審査の基準とします。

- ① 補助事業計画は、消費者に安心して店舗等を利用してもらうための、感染防止及び衛生対策等の強化に要する経費であるか。
- ② 事業費の計上・積算が正確・明確で、事業実施に必要なものとなっているか。(領収書との整合性)
※ 申請内容に疑問がある場合は、審査時に内容を問い合わせることがあります。

【結果の通知】

申請事業者に対して、交付決定の可否結果を通知します。

7. 申請期間等

令和3年7月30日（金）～ 令和4年1月31日（月）（締切日必着）

※予算の上限に達した場合、期間内であっても受付を終了する場合があります。

※令和3年4月1日以降に実施した感染防止対策経費を遡って補助対象として認めます。

※少しでも早く事業を実施して、お客様を受け入れる体制を強化してください。

8. その他

- ・同一内容の事業について、国、県、産業毎の団体等が実施する補助金と重複して本補助金を受け取ることはできません。
- ・補助金交付の目的に従って補助事業を行ってください。
- ・虚偽申請、不正受給等が認められる場合は、交付決定取消や交付済補助金の返還を求める場合があります。